

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年3月8日付け可児市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様

路線定期運行

2. 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

① 路線の新設    ② 路線の休止    ③ 路線の廃止

④ 使用車両（乗車定員 11 人未満）    ⑤最低車両数（常用車 5 両・予備車 1 両未満）

⑥ 車両の併用    ⑦運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）

⑧運賃及び料金

3. 協議が調っている路線及び運行系統

（1）路 線：なし

（2）運行系統：YAO バス（八百津方面、明智駅方面）

※別添時刻表のとおり

4. 協議が調っている運賃及び料金の種類、額及び適用方法

なし

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

なし

令和6年3月8日

可児市地域公共交通協議会

会 長 高木 伸二

